

年税 第 12 号
平成 24 年 6 月 6 日

都道府県医師会
年金担当理事 各位

日本医師会常任理事
三 上 裕 司

日医年金の普及推進活動再開にあたって

拝啓

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

先生におかれましては、常日頃より本会の活動に対し、深いご理解と厚いご支援を賜り御礼を申し上げます。

さて、本会の事業である日本医師会年金（医師年金）は、昭和 43 年の創設以来、医師のための年金制度として、医師特有の就業形態に合わせた特長ある制度として発展し、医師とその家族の生涯設計・福祉向上に貢献して参りました。

平成 24 年 3 月現在、制度加入者は約 45,000 名、資産残高は 4,000 億円弱であり、わが国最大級の私的年金であります。また、意思決定機関としては、わが国を代表する年金専門家による生涯設計委員会があり、そこでの助言を受けた加入者代表を中心とした年金委員会があります。また、資産運用に当たっては、5 年ごとの定期的な見直しを行っており、現在では、年金コンサルティング機関の野村フィデューシャリーのアドバイスを受け、より安全・確実な方法で運営するよう努力しております。

平成 25 年 4 月、本会が公益法人に移行するに際し、当初は年金事業の継続が危ぶまれたのですが、多くの方々のご協力とご支援を得まして、昨年 5 月、再改正保険業法が成

立・施行され、公益法人の下でも年金等の共済事業を行うことが認められました。

この結果、明年4月より、医師年金は厚生労働省の監督下で、認可特定保険業として新たな出発をいたします。

しかしながら、国際的な経済情勢は、リーマンショック以降、「ギリシャ危機」などにみられる欧州経済の不安定要素も加わり、必ずしも安定的な状態ではありません。加えて、わが国では、A I J投資顧問会社による巨額の「詐欺事件」が発生し、多くの年金が被害を受けているとの情報が広がりました。一部の医師年金加入者にも若干の動揺が走ったようですが、先程も申し上げましたとおり、医師年金はガバナンス体制が強固であり、A I J等には一切関わりがないことを認識され、ご安心いただきました。

前述したとおり、再改正保険業法が成立するまでは、医師年金の存続が危ぶまれたことから、ここ数年は、積極的な普及推進活動を控えて参りましたが、来年4月には認可特定保険業としての再出発を図ることが確実になりましたので、今後改めて、会員の皆様への加入促進を図っていきたいと考えております。

そこで、貴医師会様におかれましても、改めて普及推進活動へのご協力をお願いする次第です。医師年金がより充実した制度になるためには、未加入者の先生方に積極的にご加入いただくことが、肝要であると思います。

今後、機会がありましたら是非とも、医師年金への加入促進に、先生の御力をお借りしたく、どうか宜しく願い申し上げます。

末筆ながら、先生の益々のご活躍を心よりお祈りいたします。

敬具